

【住 宅 局】

1. 改正耐震改修促進法について

平成 25 年に耐震改修促進法が改正され、不特定多数の者が利用する大規模な建築物、災害時の防災拠点や緊急輸送道路沿道の建築物について、耐震診断を義務づけられた。このような耐震診断を義務づけた建築物については、緊急的に耐震化をはかる必要があるため、耐震対策緊急促進事業を活用し、国や地方公共団体からの補助金がある。

実態として、耐震工事の必要な建物はそもそも施設が老朽化しており、改築の必要があるが、耐震工事と併せて改築・補修工事を行った場合には耐震対策緊急促進事業を適用できず、補助を受けることができない。

- ① 法改正後、耐震対策緊急促進事業を活用した耐震工事の利用状況について明らかにされたい。
- ② 耐震工事に加え、改築・補修工事を行った場合にも、耐震工事への補助は適用されるよう検討されたい。

【回答】

①平成 25 年度から平成 29 年度までの耐震対策緊急促進事業の耐震改修等の補助実績は、不特定多数の者が利用する大規模建築物は 798 棟、災害時の防災拠点や緊急輸送道路沿道の建築物は 1,536 棟となっている。

②耐震対策緊急促進事業については、耐震改修工事に加え、改築・補修工事を行う際の契約において、耐震改修工事と改築・補修工事の内訳を明らかにすることにより、耐震改修工事への補助が可能となるので、活用いただきたい。